



ひと、暮らし、
みらいのために
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和元年 11 月 15 日

新潟新卒者等人材確保推進本部

新潟労働局職業安定課

課長 野島 一生 課長補佐 刀根 雅人

TEL : 025-288-3507 TEL : 025-288-3540 (夜間)

新規学卒就職者の離職状況（平成 28 年 3 月卒業者の状況）

新潟労働局は、平成 28 年 3 月に卒業した新規学卒就職者の、就職後 3 年以内の離職状況について取りまとめました。

なお、厚生労働省では、在職者等の職場定着の促進を図るとともに、アルバイト等をしながら仕事探しを行うフリーター等の支援を行うため、平日の夜間と土日に、電話とメールで気軽に就職や転職の質問・相談ができる窓口「おしごとアドバイザー」を開設しています。

1 新規学卒就職者の就職後 3 年以内離職率

	大学卒	前年比	短大・専修 学校等卒	前年比	高校卒	前年比
新潟県	31.1%	▲1.2 P	38.2%	▲0.5 P	34.4%	+1.2 P
全国	32.0%	+0.2 P	42.0%	+0.5 P	39.2%	▲0.1 P

2 事業所規模別の就職後 3 年以内離職率

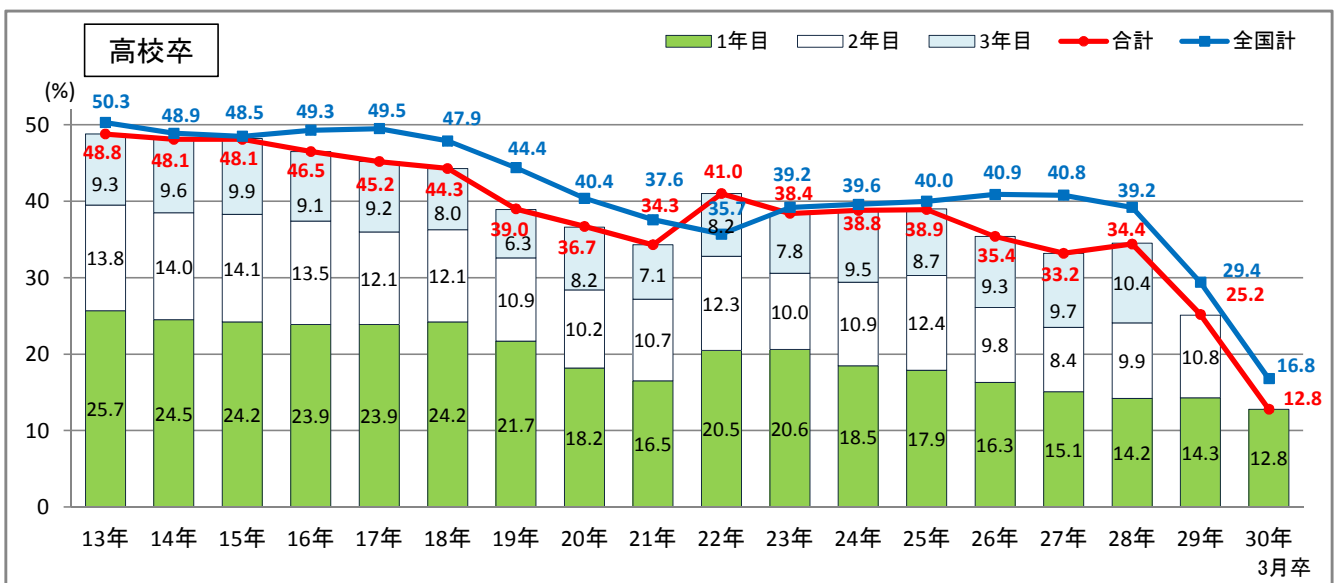
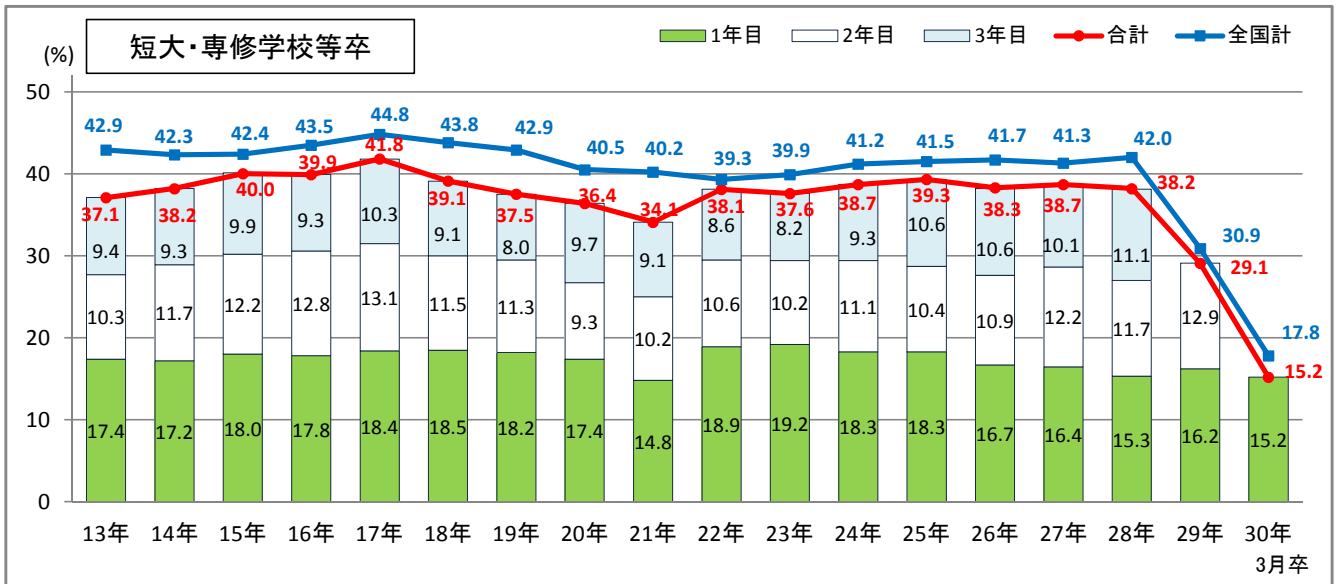
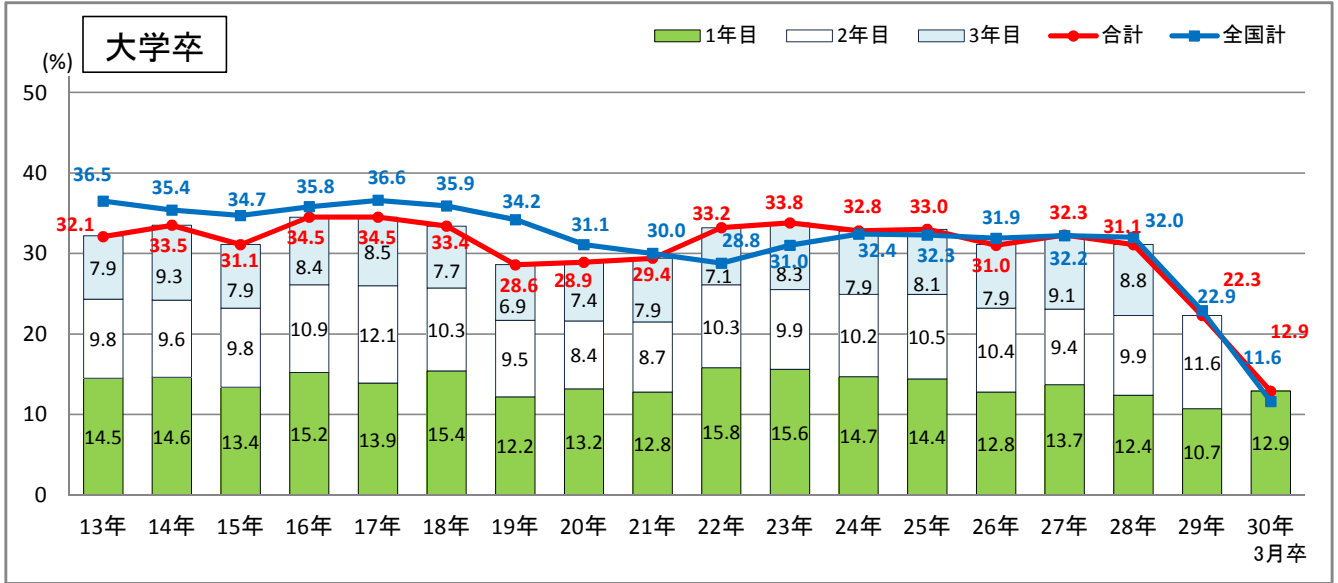
	大学卒	前年比	短大・専修 学校等卒	前年比	高校卒	前年比
1,000 人以上	28.7%	+0.2 P	31.3%	+1.2 P	26.8%	+3.3 P
500~999 人	31.1%	+0.6 P	31.9%	+4.3 P	24.7%	+3.4 P
100~499 人	28.8%	+0.4 P	34.3%	+0.6 P	30.3%	+2.7 P
30~99 人	32.7%	▲5.8 P	39.0%	▲2.7 P	39.3%	▲1.3 P
5~29 人	44.6%	▲2.0 P	45.8%	▲2.2 P	50.9%	+1.1 P
4 人以下	52.2%	+3.4 P	58.7%	+0.4 P	60.0%	▲3.6 P

3 就職後 3 年以内離職者のうち離職率の高い上位 3 産業

大学卒		前年比	短大・専修学校等卒		前年比	高校卒		前年比
生活関連サービス・娯楽業	47.7%	▲7.4 P	生活関連サービス・娯楽業	54.7%	▲5.5 P	宿泊・飲食サービス業	61.7%	▲3.6 P
宿泊・飲食サービス業	42.9%	▲7.1 P	宿泊・飲食サービス業	51.3%	▲0.4 P	生活関連サービス・娯楽業	55.4%	+1.7 P
卸・小売業	33.9%	▲2.1 P	サービス業(他に分類されないもの)	46.5%	+5.6 P	卸・小売業	46.8%	+7.6 P

新規学卒就職者の学歴別就職後3年以内離職率の推移(新潟県)

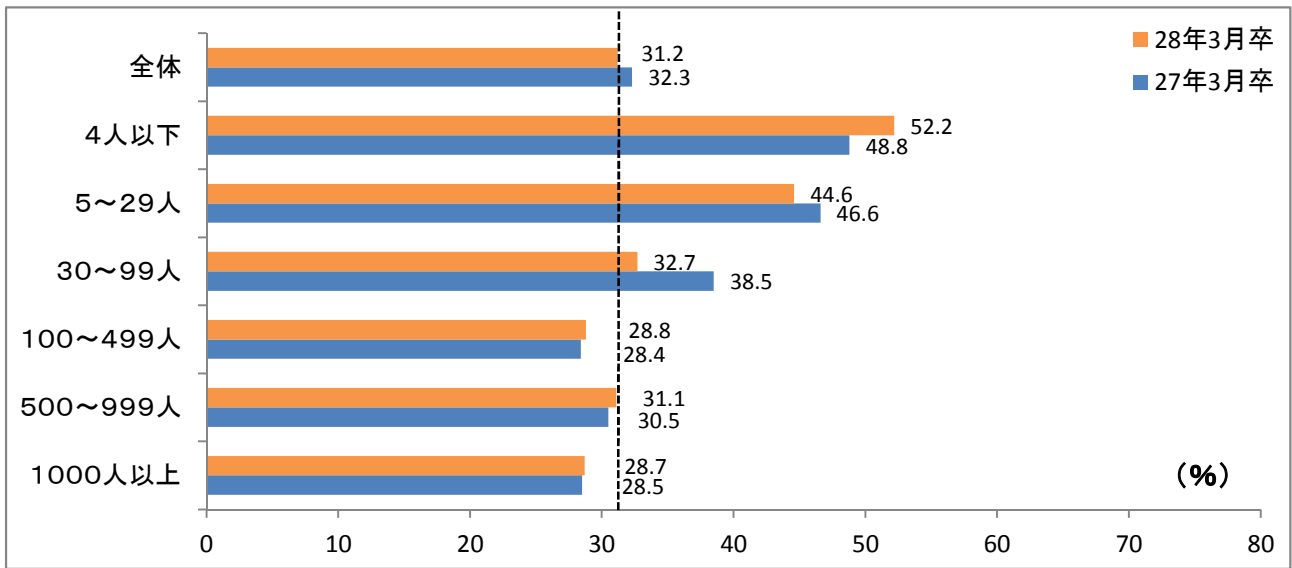
新潟労働局職業安定課
平成31年3月31日現在



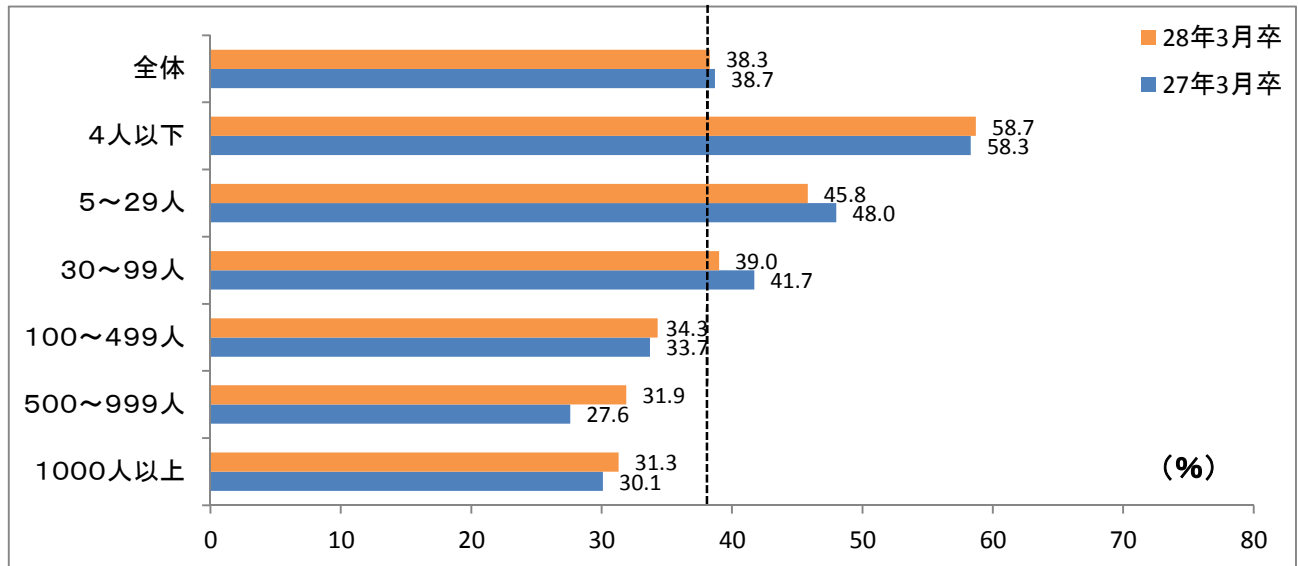
(注) この離職率は厚生労働省が管理している雇用保険被保険者の記録を基に算出したものであり、新規に被保険者資格を取得した年月日と生年月日により各学歴に区分している。
3年目までの離職率は、四捨五入の関係で1年目、2年目、3年目の離職率の合計と一致しないことがある。

平成28年3月卒業就職者の離職率(卒業後3年以内)の前年度比較(新潟県)
(事業所規模別)

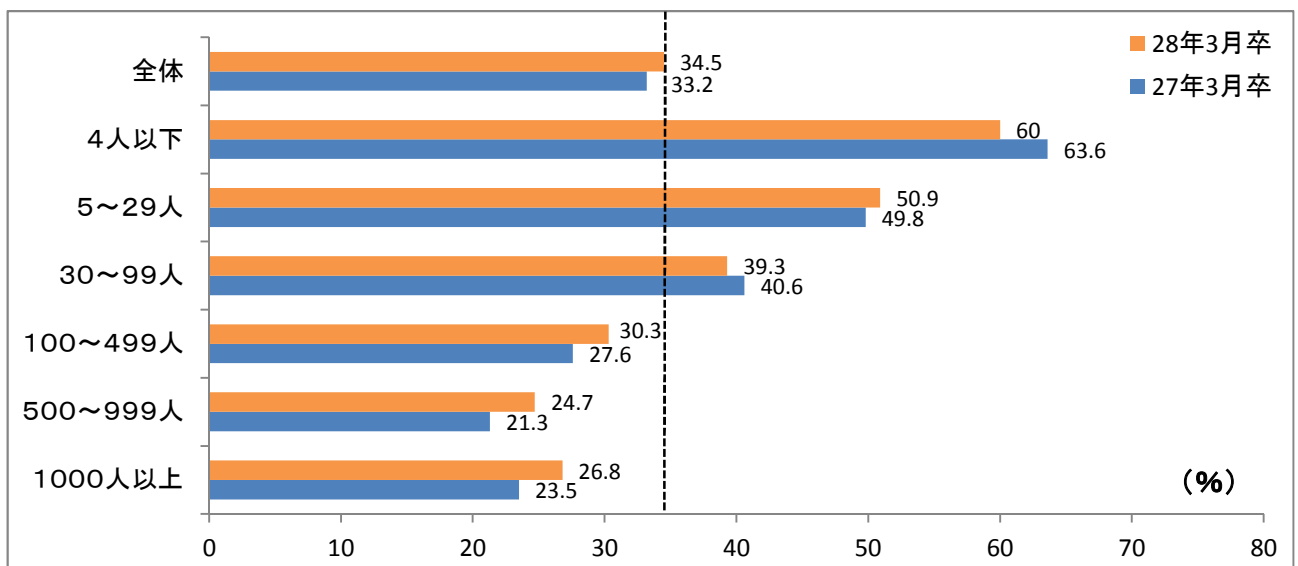
大学卒



短大・専修学校等卒

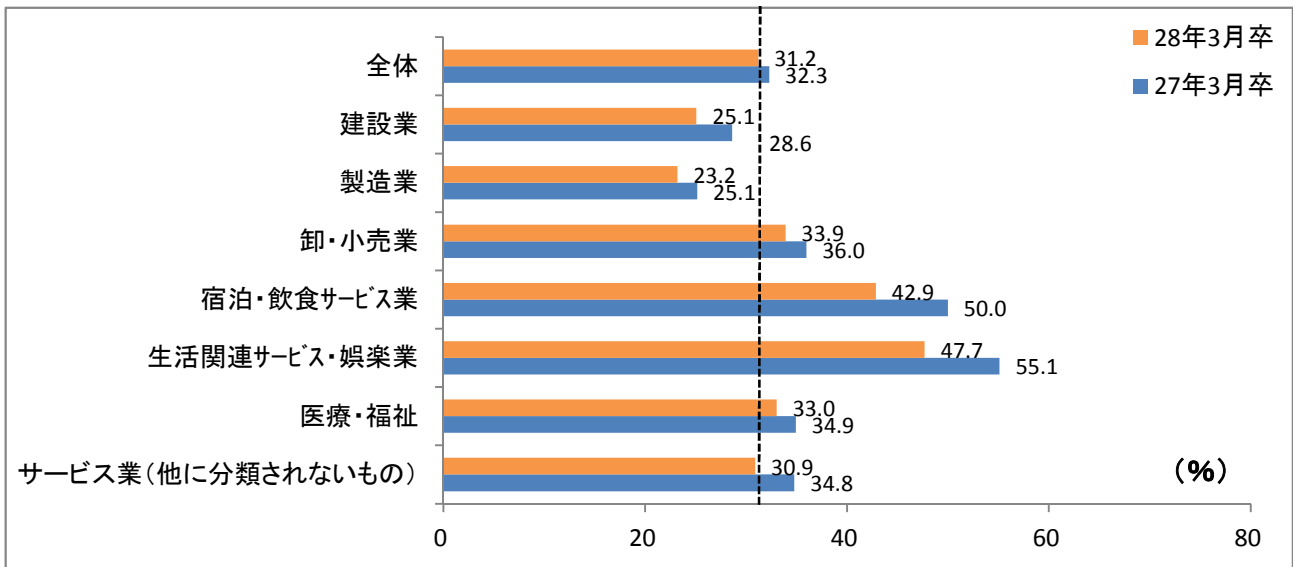


高校卒

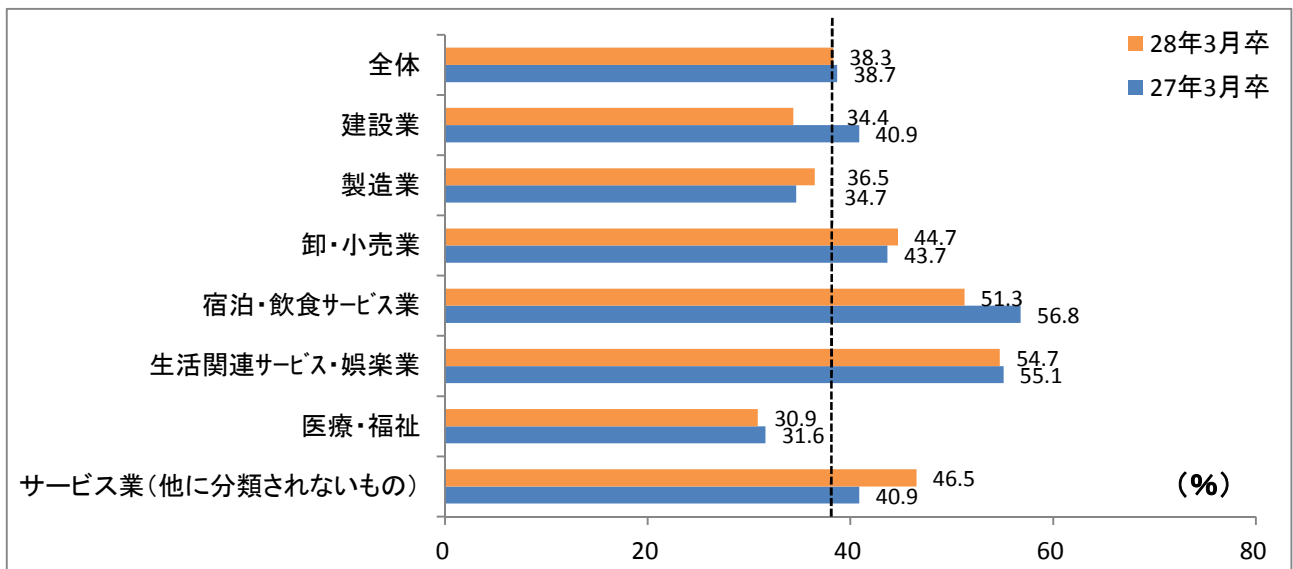


平成28年3月卒業就職者の離職率(卒業後3年以内)の前年度比較(新潟県)
(産業別)

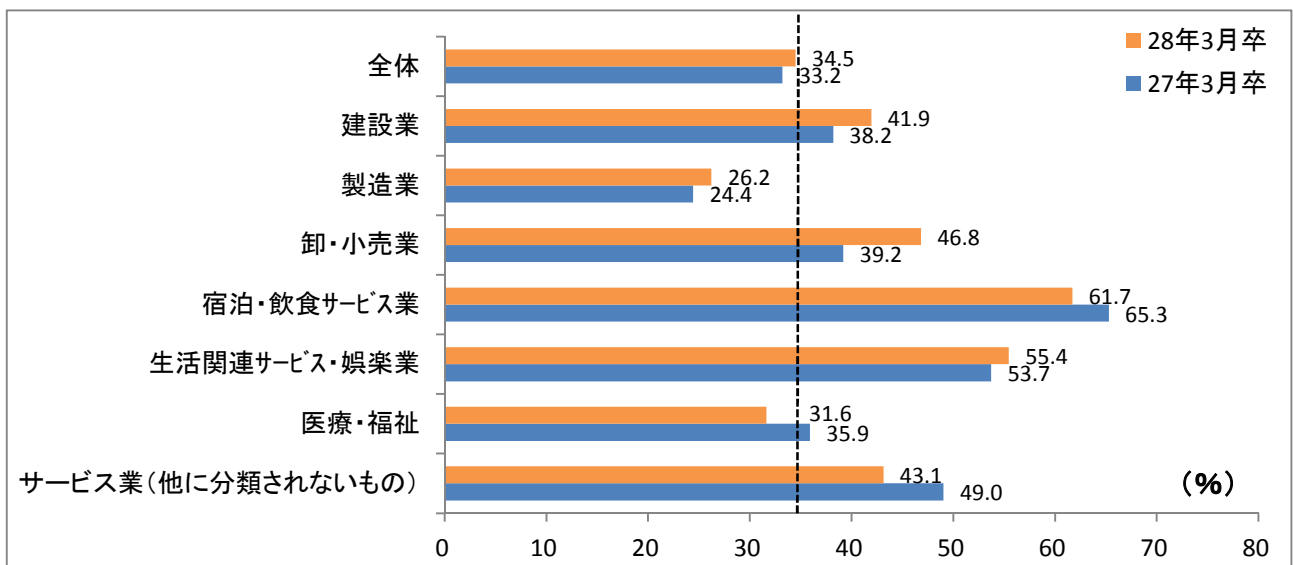
大学卒



短大・専修学校等卒



高校卒



参 考

【資料出所及び離職率の集計の考え方】

事業所からハローワークに対して、雇用保険の加入届が提出された新規被保険者資格取得者の生年月日、資格取得加入日等、資格取得理由から各学歴ごとに新規学校卒業者と推定される就職者数を算出し、更にその離職日から離職者数・離職率を算出している。離職率は、離職した都道府県で計上されるため、必ずしも新潟県で採用された者の離職を意味するものではない。

具体例は次のとおり。

具体例

○ 平成28年3月新規大学卒業者の3年目離職率の場合

[1]就職者：生年月日が平成6年4月1日以前で、平成28年3月1日から平成28年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成28年3月新規大学卒業就職者とみなす。

[2]離職者：[1]のうち、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに離職した者（平成28年3月1日から平成28年6月30日までに新規学卒として雇用保険加入の届けを提出した事業所を上記の期間中に離職した場合、離職理由や離職後の就業の状態に関わらず離職者として算出している（以下、[4][6]についても同様））。

※ 平成28年3月新規大学卒業者の離職率・・・[2]／[1]

○ 平成28年3月新規短大・専修学校等卒業者の3年目離職率の場合

[3]就職者：生年月日が平成6年4月2日から平成8年4月1日までの者で、平成28年3月1日から平成28年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成28年3月新規短大・専修学校等卒業就職者とみなす。

[4]離職者：[3]のうち、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに離職した者。

※ 平成28年3月新規短大・専修学校等卒業者の離職率・・・[4]／[3]

○ 平成28年3月新規高校卒業者の3年目離職率の場合

[5]就職者：生年月日が平成8年4月2日から平成9年4月1日までの者で、平成28年3月1日から平成28年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成28年3月新規高校卒業就職者とみなす。

[6]離職者：[5]のうち、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに離職した者。

※ 平成28年3月新規高校卒業者の離職率・・・[6]／[5]